

【令和3年度】不妊治療及び不妊検査に関する助成内容一覧

◎申請・問合せ先 子育て支援課 母子健康係 (Tel 22-6839)

区分	特定不妊治療費	男性不妊治療費	一般不妊治療費	不妊検査費
助成対象治療	体外受精 顕微授精 ※以下に掲げる治療法は助成の対象とはなりません。 ・夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療 ・代理母 ・借り腹	特定不妊治療に至る過程の一環で行われる下記の治療 ・精巣内精子採取術 (TESE) ・精巣上体精子回収術 (MESA) ・その他精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術等	人工授精 ※以下に掲げる治療法は助成の対象とはなりません。 ・夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療 ・代理母 ・借り腹	不妊症の診断にかかる下記の検査 ・超音波検査 ・ホルモン検査 ・子宮卵管造影検査 ・クラミジア検査 ・精液検査 ・その他不妊症診断に必要とする検査
対象者	・特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は少ないと医師に判断された人 ・特定不妊治療の治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること ・岐阜県特定不妊治療費助成事業による助成を受けた人 ・夫婦ともに市税及び国民健康保険税の滞納がないこと	・特定不妊治療を受けた夫婦のうち、特定不妊治療費助成事業の対象となった人 ・特定不妊治療の治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること ・岐阜県男性不妊治療費助成事業による助成を受けた人 ・夫婦ともに市税及び国民健康保険税の滞納がないこと	・産婦人科、泌尿器科を標榜する医療機関において不妊症と診断され、人工授精を受けた人 ・夫婦ともに市税及び国民健康保険税の滞納がないこと	・産婦人科、泌尿器科を標榜する医療機関において不妊症にかかる検査を受けた人 ・夫婦ともに市税及び国民健康保険税の滞納がないこと
住所要件	夫又は妻のいずれか一方又は両方が申請日の1年以上前から市内に住所を有している人		申請及び治療又は検査開始日時点で夫または妻のいずれか一方又は両方が市内に住所を有している人	
年齢制限	特定不妊治療の治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満		制限なし	
所得制限	なし		夫及び妻の前年の所得の合計額が730万円未満 (※1月から5月までに申請する場合には前々年の所得額を適用)	なし
助成金額	4月から翌年3月までの治療に要した費用の全額 (※県助成金額を差し引いた額 ※保険適応外に限る)		3月から翌年2月までの治療に要した費用の全額 (※保険適応外に限る)	検査に要した費用の全額
助成期間	初めて治療を受ける際の治療開始時の年齢が ・40歳未満…43歳になるまで 1子ごとに6回まで ・40歳以上43歳未満…43歳になるまでに通算3回まで		事前検査を開始した月から連続した2年間 ※他市町村で受けていた助成期間も含む	
助成回数	※平成27年度までに助成を受けた回数も通算されます。既に上記の回数以上の助成を受けている方は、助成の対象外となります。 ※43歳の誕生日以降に開始した治療は助成対象外となります。 (42歳までに開始した治療については、43歳になった後でも助成対象となります。) ※市の助成回数は、岐阜県特定不妊治療費助成事業の助成回数と同様です。市の助成は岐阜県の助成を受けたことを条件としていますので、岐阜県の助成の対象外となった場合は、市の助成を受けることはできません。		制限なし	1回限り
医療機関	岐阜県知事が特定不妊治療を実施するのに適当と認めた医療機関 ※裏面参照	岐阜県知事が特定不妊治療を実施するのに適当と認めた医療機関及び同医療機関からの紹介等により男性不妊治療を実施した医療機関	産科、婦人科及び産婦人科又は泌尿器科及び皮膚泌尿器科を標榜する医療機関	
県の助成有無	あり (上限30万円) ※治療法によっては上限10万円	あり (上限30万円)		
申請期限	原則として、特定不妊治療が終了した日の属する年度末 (3月31日) ただし、治療が終了した日が、2月1日～3月31日までの間の場合は、翌年度の5月末まで		原則として、一般不妊治療が終了した日の属する年度末 (3月31日)	原則として、検査終了日から半年以内
提出書類	①山県市特定不妊治療費助成申請書 ②山県市特定不妊治療費助成受診等証明書 (医療機関で証明を受ける) ③医療機関が発行した領収書 (治療期間内のもの) ④医療機関が発行した医療費明細書 (該当する治療に印をつける) ⑤夫及び妻の住所を確認できる書類 (住民票等) ⑥「岐阜県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書」又は「岐阜県男性不妊治療費助成事業承認決定通知書」の写し		①山県市一般不妊治療費助成申請書 ②山県市一般不妊治療費助成受診等証明書 (医療機関で証明を受ける) ③医療機関が発行した領収書 (治療期間内のもの) ④医療機関が発行した医療費明細書 (該当する治療に印をつける) ⑤夫及び妻の前年の所得課税を証明する書類 ⑥夫及び妻の住所を確認できる書類 (住民票等)	①山県市不妊検査費助成申請書 ②山県市不妊検査費助成受診等証明書 (医療機関で証明を受ける) ③医療機関が発行した領収書 (検査期間内のもの) ④医療機関が発行した医療費明細書 (該当する検査に印をつける) ⑤夫及び妻の住所を確認できる書類 (住民票等)
申請にあたって	◎申請にかかる各種様式 (申請書・受診等証明書・請求書) は、子育て支援課の窓口へお越しいただくか市ホームページよりダウンロードできます。 ◎住民票、所得証明書等必要な書類においては、担当課窓口にて「公費負担申請用」であると申し出てくださいと無料で取得できます。(窓口で申請書等を提示してください) ◎持ち物：申請に必要な書類一式・振込口座のわかるもの (申請者の振込口座) ◎申請が期限までに間に合わない場合は、事前にご連絡ください。			